

## 京都薬科大学バイオサイエンス研究センター使用細則

(目的)

第1条 この細則は、京都薬科大学バイオサイエンス研究センター規程第7条の規定に基づき、京都薬科大学バイオサイエンス研究センター（以下「センター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの使用許可)

第2条 センターにおいて動物の飼育及び動物実験を行う場合は、バイオサイエンス研究センター長（以下「センター長」という。）の許可を得なければならない。

(器材の持込み許可)

第3条 センター内へ実験用器材等を持込む場合は、センター長の許可を得なければならない。

(センター使用の留意事項)

第4条 センター内において実験等を行う場合は、常に専用の実験衣を着用のうえ、許可を受けた区域内において作業を行うものとする。

(センター使用者の遵守義務)

第5条 センターの使用に際しては、関係法令等を遵守すると共に、センターの安全性及び省エネルギーに努めなければならない。

(センターへの立入り等)

第6条 センターへの立入りは、本学職員及び学生並びにセンター長の許可を受けた者に限るものとする。

2 センターの使用時間は、原則として本学の休校日を除き、毎日午前9時から午後8時までとし、時間外に使用する場合は、事前にセンター長の許可を得ることとする。

(飼育室の利用)

第7条 飼育室の利用区分の指定は、運営委員会の協議に基づいてセンター長が行う。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項については、バイオサイエンス研究センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

### 附 則

- 1 この細則は、2013年9月1日から施行する。
- 2 京都薬科大学動物研究センター使用細則は、廃止する。